

平成21年 3月31日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18520553

研究課題名（和文） 神聖ローマ帝国史の研究

研究課題名（英文） Study of History of the Holy Roman Empire

研究代表者

池谷 文夫（IKEYA FUMIO）

茨城大学・教育学部・教授

研究者番号：00114009

研究成果の概要：

①盛期皇帝権時代（おおよそ 950-1150 年）、②後期皇帝権時代（おおよそ 1150-1350 年）、③晩期皇帝権時代（おおよそ 1350-1550 年）の皇帝及び皇后の機能・権力を、皇帝夫婦の巡幸や両者による文書発給事例に即し具体的に検証した。特に、「皇帝」と行動をとともにした「皇后」について、国王・皇帝証書等の発給文書への関与や、自己の固有財産（寡婦資産）の寄進等に関して、そして「皇后戴冠」後の「后」の帝国における位置・立場に関して、①、②、③期における具体例を史資料の読解・分析を通じて解明した。これらの研究成果をまとめて約 18 万字に及ぶ「研究成果報告書」である『神聖ローマ帝国史の研究 神聖ローマ帝国皇后列伝—共治者、皇后・王后から妃へ—』を完成させた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,300,000	0	1,300,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,500,000	360,000	2,860,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学 西洋史

キーワード：神聖ローマ帝国 帝権理念 皇帝戴冠 国王選挙
ローマ人の王 皇后 王后 共治者

1. 研究開始当初の背景

（1）我が国においては、中世を一貫する神聖ローマ帝国史・神聖ローマ皇帝史研究、並びに帝権・帝国の理念と現実の展開・推移を扱った研究は、具体的・限定的な地方史、領邦史、都市史といったものに関連して論じられる場合を除いては、きわめて少ない現状にあった。

（2）ドイツにおけるこの分野の研究もまた、政治史・法制史優越的な 19 世紀終わり頃まではともかくとして、今日では必ずしも多くはない。しかしながら、近年、帝権衰退期とされる中世後期のドイツ王権＝帝権の見直し・再評価がドイツの学界で進められはじめている。皇帝のイタリア政策、ローマ遠征の研究は古来なされていたが、通史的に当該時代の史資料・図像を丹念に解読して時代毎の理念と現実の葛藤を押さえる研究作業はなさ

れてきたとは言い難かった。

(3) 中世を一貫して神聖ローマ帝国史及び皇帝史の研究を深化させることが必要と思われる。とりわけ、皇帝の発給した証書類の具体的分析に立脚した現実の王権・帝権行使の局面を追求する必要性は高まっていた。

2. 研究の目的

(1) 中世における神聖ローマ帝国及び神聖ローマ皇帝の事績に関する総合的研究を目的とする。10世紀初めのドイツ王国の成立、半ば過ぎの神聖ローマ帝国成立以後、16世紀半ばの皇帝カール5世の時代までを研究対象とした。

(2) 具体的目的は、①神聖ローマ帝国を理念及び実践の相互関係において究明する、②歴代の神聖ローマ帝国皇帝の事績を再評価する、③ローマにおける「神聖帝国」皇帝戴冠とアーヘンにおけるドイツ国王戴冠との関係、「皇帝戴冠しないドイツ王」の事績も合わせて評価する、であった。

(3) 研究期間内に明らかにする事柄は、①オットー朝・ザリアー朝の盛期帝権時代の帝国史、②シュタウフェン朝及び13世紀後半の相次ぐ選挙時代における、神聖ローマ帝国とドイツ帝国の複合性に即した政治史。帝権理念史の究明、③中世後期(14～16世紀：金印勅書からアウクスブルクの宗教和議まで)における、ドイツ帝国化した神聖ローマ帝国とドイツ王＝皇帝権の理念と現実の相克の究明であった。

3. 研究の方法

(1) ドイツを中心として、周辺諸地域における史資料・著作も含めて、諸種の年代記、編年誌、発給証書、公文書、絵画画像等から、神聖ローマ皇帝及び皇后の事績を検証し跡づけた。刊行史料及び、デジタル化された映像史料等の利活用も積極的に行った。

(2) 史資料等の解説に際して、キーワードは神聖帝国、皇帝戴冠、皇帝、皇后、王、王后、国王選挙、ローマ人の王、共治者、摂政、代理、配偶者、請願、関与、仲介、等々に対応するラテン語であった。

4. 研究成果

(1) 研究成果としてまとめた報告書『神聖ローマ帝国史の研究』『神聖ローマ帝国皇后列伝—共治者、皇后・王号から妃へ—』(平成21年3月完成)は、二人の皇后を対比させた5つの節(計10名：1.アーデルハイトとテオ

ファース、2.クニグンデとマティルデ、3.ギゼラとリヒェンツァ、4.アグネスとベアトリクス、5.マルガレーテとバルバラ)と、4つの補論(それぞれで二人の王・皇帝の后を対比：補論1.マティルデとエドギート、補論2.ベルタとコンスタンツェ、補論3.フリードリヒ2世とカール4世—多彩な后たち、補論4.エレオノーレとビアンカ)から成る。なお本文の一部は「ギゼラとリヒェンツァ—神聖ローマ帝国皇后考—」という表題の論文として2008年度学部紀要に発表した(約8400字)。

(2) 研究成果では以下の事柄が検証・解明された。

①神聖ローマ帝国において、皇帝と行動をともにし、アーヘン等で「ドイツ王后」に戴冠し、ローマで「皇后」に戴冠した「后」の行動及びその機能・権限にこそ、実は神聖ローマ帝国の統治の現実が色濃く表れていることが研究の過程で明らかとなった(例：オットー大帝皇后アーデルハイト)。とりわけそれらは、夫婦の巡幸及び別行動等(ハインリヒ2世皇后クニグンデ及びコンラート2世皇后ギゼラ)に現れており、場合によっては夫の皇帝の不在中の帝国統治及び夫の帰国後の分国統治(裁判主宰)を現実には皇后が行っている事例(ハインリヒ5世「皇后」マティルデ及びロタール3世皇后リヒェンツァ)が確認された。

②ローマにおいて教皇の手により挙行された皇帝・皇后の同時戴冠こそが、神聖ローマ帝国の実態を示すものと思われる。ローマでの「戴冠」は現実性をもっており、権力的実態を保障するものだった。「国王」(rex)に対応する「王后」(regina)、「皇帝・尊厳者」(imperator augustus)に対応する「皇后・尊厳女」(imperatrix augusta)の称号こそ、中世における神聖ローマ帝国の支配者夫婦の「共治関係」を如実に示すものであった(例えばクニグンデ、ギゼラ、アグネス、ハインリヒ5世后マティルデ、リヒェンツァ)。

それは例えば、王朝が断絶し、後継の王が選挙された時、すなわち王朝の幕引きの時期に、寡婦となった皇后が帝国権標を保管し、新たに選出された後継王に引き渡したりする行動に見られる。王朝交代期の混乱の回避を行った事例は、特にクニグンデ(ハインリヒ2世皇后)の事績(オットー朝からザリアー朝への境目の時期)において検証できる。しかしながら、マティルデ(ハインリヒ5世皇后)においては(ザリアー朝から後継選挙王ロタール3世への境目の時期)、彼女が夫の死後早期にイングランドへ帰国したため検証しがたい。

③盛期帝権時代の「皇后」は聖拔され「戴

冠」した皇后として帝国の強力な「王権の共同者」(consors regni), 「帝権の共同者」(consors imperii)であり, 「皇帝」亡き後「母后」として「皇后」として, 息子の「摂政」をも勤めた。そしてまた, 自らの豊かな寡婦資産を管理運営し教会修道院に寄進した。実際にマクデブルク大司教座及びその領国, バンベルク司教座及びその領国などは, 時々の皇后の寡婦資産を建立時の基本資産として寄進されている(エドギート, クニグンデの実例)。

オットー3世の摂政となった祖母アーデルハイト(オットー大帝の皇后)及び母后テオフィアヌ(オットー2世皇后), ハイน์リヒ4世の摂政となった母后アグネス(ハイน์リヒ3世皇后)の事例はまさに皇后の強い役割を顕示する。

王朝の創業者となったザリアー朝のコンラート2世及び皇后ギゼラ, 実際は一代で終わったが, 「ヴェエルフエン朝」の創業者ロタール3世及び皇后リヒェンツァ, この二組の夫婦はまさに最強の創業者夫婦かつ「共治者」夫婦であった。両皇后は, それぞれが強力な自己の血縁・人脈・財産を有し, 対立者との戦いや和平に全面的に関わったし, 教会のシスマ(教皇の並立)の調停に力を発揮している。

④盛期皇帝権時代の皇后はその地域に利害を濃厚に持つ「分国王」にとどまらず, 「共治者」皇后だったが, 次の後期帝権時代の「皇后」は帝国全体ではなく, 自己の出身領国を擁する「分国」(イタリア乃至ブルグント)の「皇帝代理」もしくは「総督」として, 自己の権限で証書を発給したことが証書分析から検証された。ブルグント王国に関しては, フリードリヒ・バルバロッサの皇后ベアトリクス, シチリア王国に関してはハイน์リヒ6世皇后コンスタンツェ(彼女自身がシチリア女王)がそれである。なお, 盛期皇帝権時代においても, アーデルハイトとイタリア王国, ギゼラとブルグント王国の関係はやはり「分国」女王ないしは相続女としての権利関係に基づくものであったことは事実である。

⑤ところが, 晩期帝権時代の「皇后」では, ルートヴィヒ4世皇后マルガレーテ(ホラント, エノー伯相続女)やジギスムント后バルバラ(ハンガリー及びベーメン王后)のように, 時代の最後の輝きを発した王后は例外である。両者は前時代の皇后と同様に, 前者はホラント, エノーの「女主人」として, 後者はルクセンブルク王国内の最富強の「女主人」として, 「共治者」の役割を果たしている。しかし, その後のハプスブルク王朝においては, 同家が帝国内の最大家門として広大な領国を支配することとも関わるが, 帝権と

家門支配の倒置化が進む中で, 皇后はもはや「共治者」でも「代理」「総督」でもなく, 宮廷の留守を預かる「妃」(せいぜい宮廷の主宰者)へとその権限と役割が縮小した。

⑥補論においては, 皇后・王后の権限が盛期皇帝権時代とはかなり異なった軌跡を描くことを特に究明した。神聖ローマ帝国自体が3王国から成り, 更に内部にボヘミア王国を含んでいる。その周辺の国々や諸勢力との多様な関係から, 皇后・王后として外国から嫁いだ後も多かった。

○盛期には, オットー大帝の最初の王后エドギートがイングランドから, ハイน์リヒ3世の最初の后グンヒルトはデンマーク王女(クヌート大王の娘)だったし, 再婚の相手アグネスはフランスのアキテーヌ大公女だった。ハイน์リヒ4世の再婚の相手は遠くキエフ大公の娘プラクシデスであるし, ハイน์リヒ5世の皇后となったマティルデはイングランド王ヘンリ1世の王女で, 夫の死後故国に戻りアンジュー伯と再婚し, プランタジネット朝の祖となる。

○後期では, フリードリヒ2世の後には, (i)アラゴン王女コンスタンツェ, (ii)イェルサレム王女イサベラ・ヨランダ, (iii)イタリア女性, (iv)イングランド王ジョンの王女イサベラである。大空位時代以後はハイน์リヒ7世とルートヴィヒ4世の後がそれぞれブラバント, ホラント・エノーといったドイツ北西地域の家門の出である。

○晩期となると, カール4世の最初の后はフランス王女ブランシュであるが, それ以後は宮中伯女や東ドイツ出身の後たちとなる。ジギスムントの後も最初がハンガリー女王マリア, 次いで帝国内有力家門の出のバルバラとなる。フリードリヒ3世の皇后はポルトガル王女エレオノーレ。マクシミリアン1世の最初の后が有名なブルゴーニュ公シャルル突進公の娘マリー, 再婚の相手はミラノ公女ビアンカ・マリア・スフォルツァ(ロドヴィーコ・イル・モーロの姪)である。

(3) 成果の位置づけとインパクトについて
皇后列伝としての上記(1)の研究成果をまとめるにあたって, 以下の事柄をも検証し考究することができた。すなわち, ①王后・皇后の戴冠による聖拔が, カリスマと正統性及び職務権限及び相応の権威を付与したことの検証。②戴冠以前もしくは同時の婚姻(結婚)により, 家門の神聖性とカリスマの保持が設定され, 血縁的關係・結合の裾野は拡大し, 人脈的結合関係も実体を伴って強化された。<王家=王・皇帝>><皇后・王后=婚家>を合わせる「家門」(その中に更なる複数家門を含む場合がある)は, 反目を内に内包しつつも結集して強固な存在感を提示す

(3) 連携研究者

ることの解明。③その象徴が皇帝・皇后の「共治」体制だった。父皇帝と息子である「共同皇帝」との複雑・微妙な関係とは異なり、まさに皇帝・皇后「夫婦一体」の統治者の誕生と言える。特に壮年夫婦が戴冠した場合、それが「創業者夫婦」であればまさに皇帝権の執行が皇后という側面からも実体的具体的に見ることができることの実証。

これらの検証・解明により、「1. 研究開始当初の背景」の項で述べたごとく、従来研究が十分ではなかった領域である「皇后研究」において、一定の研究成果を生み出すことができたと言える。

(4) 今後の展望:

すでに2006年度に執筆を終えた8万字に及ぶ『神聖ローマ帝国—ドイツ王が支配した帝国—』(刀水書房『世界史の鏡』シリーズの1冊として今後刊行予定)に続いて、本研究課題に関しては、それ以前から準備と研究を継続してきた『神聖ローマ皇帝列伝』(仮称;全4章,約30万字)の中の第4章「皇后列伝」(仮章題)として、10名の皇后を組み込んで整序完成させ、出版する計画である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1件)

- ① 池谷文夫, ギゼラトリヒェンツァー神聖ローマ帝国皇后考一, 茨城大学教育学部紀要(人文・社会科学, 芸術) 58号, 13-32, 2009年, 査読無

[図書] (計 1件)

- ① 池谷文夫 (分担・単著) 「オットー1世の皇帝戴冠」「トマス・アクィナスの神の存在について」「皇帝と教皇の和協(ヴォルムス協約)」「ニコラウス・クザーヌスの公会議主義」「コンスタンツ公会議」, 歴史学研究会編『世界史史料』第5巻, 44-45, 188-189, 200-203, 208-209, 岩波書店刊, 2007年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池谷 文夫 (IKEYA FUMIO)
茨城大学・教育学部・教授
研究者番号: 00114009

(2) 研究分担者